

ADRをめぐる諸情勢について

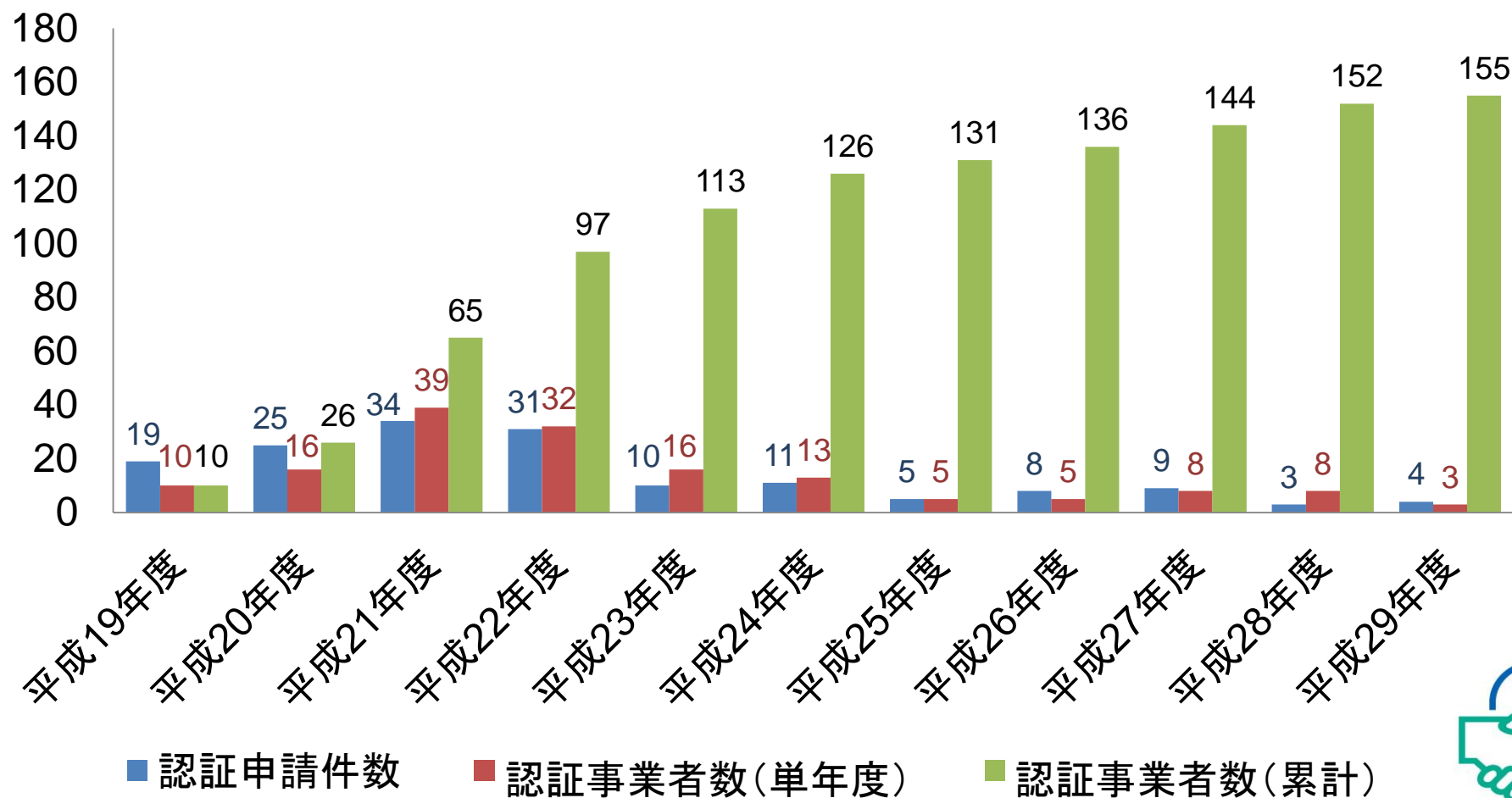
平成30年7月13日

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課長 三宅 啓介



認証申請件数・認証事業者数の推移



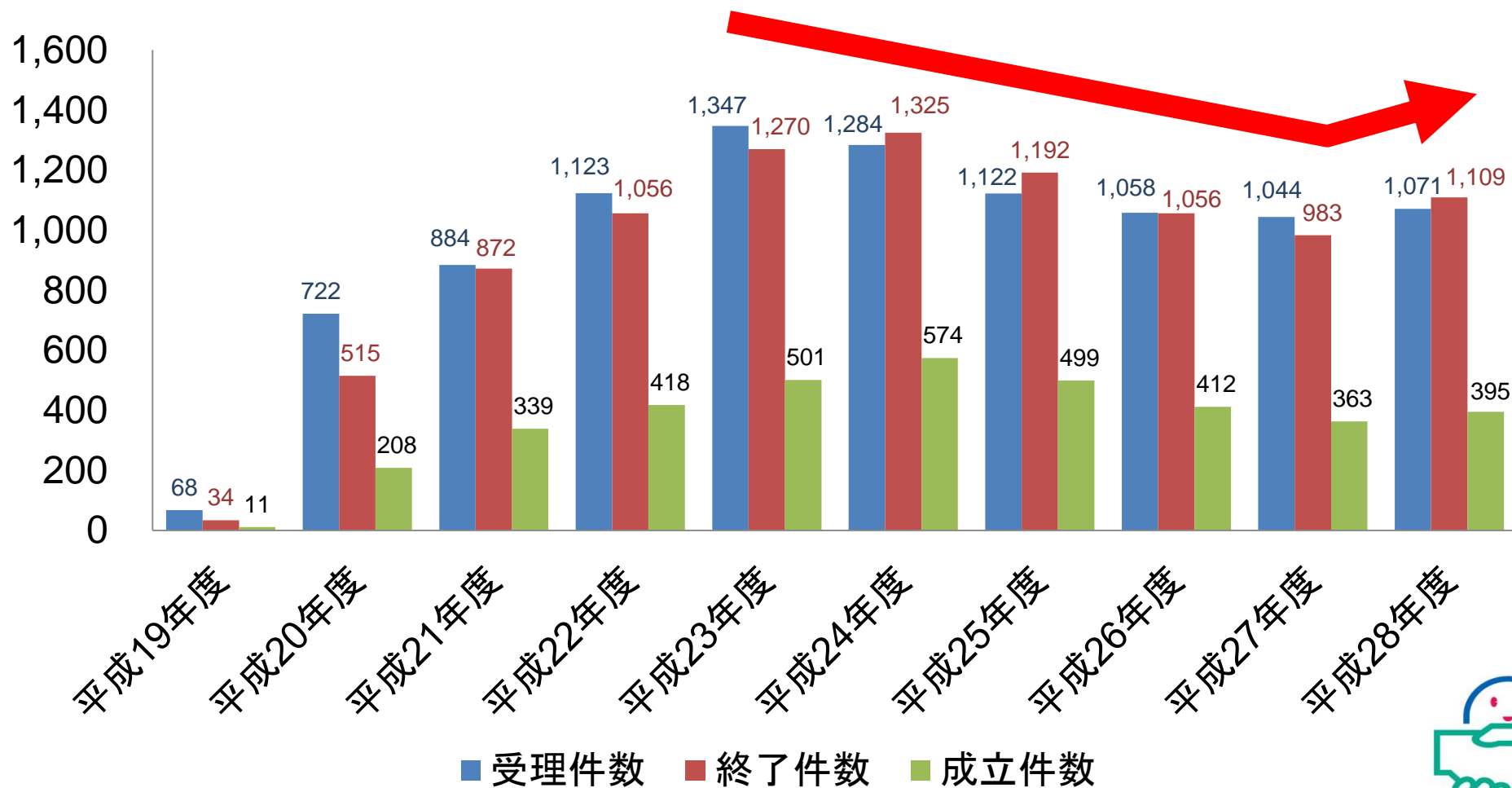
■ 認証申請件数

■ 認証事業者数(単年度)

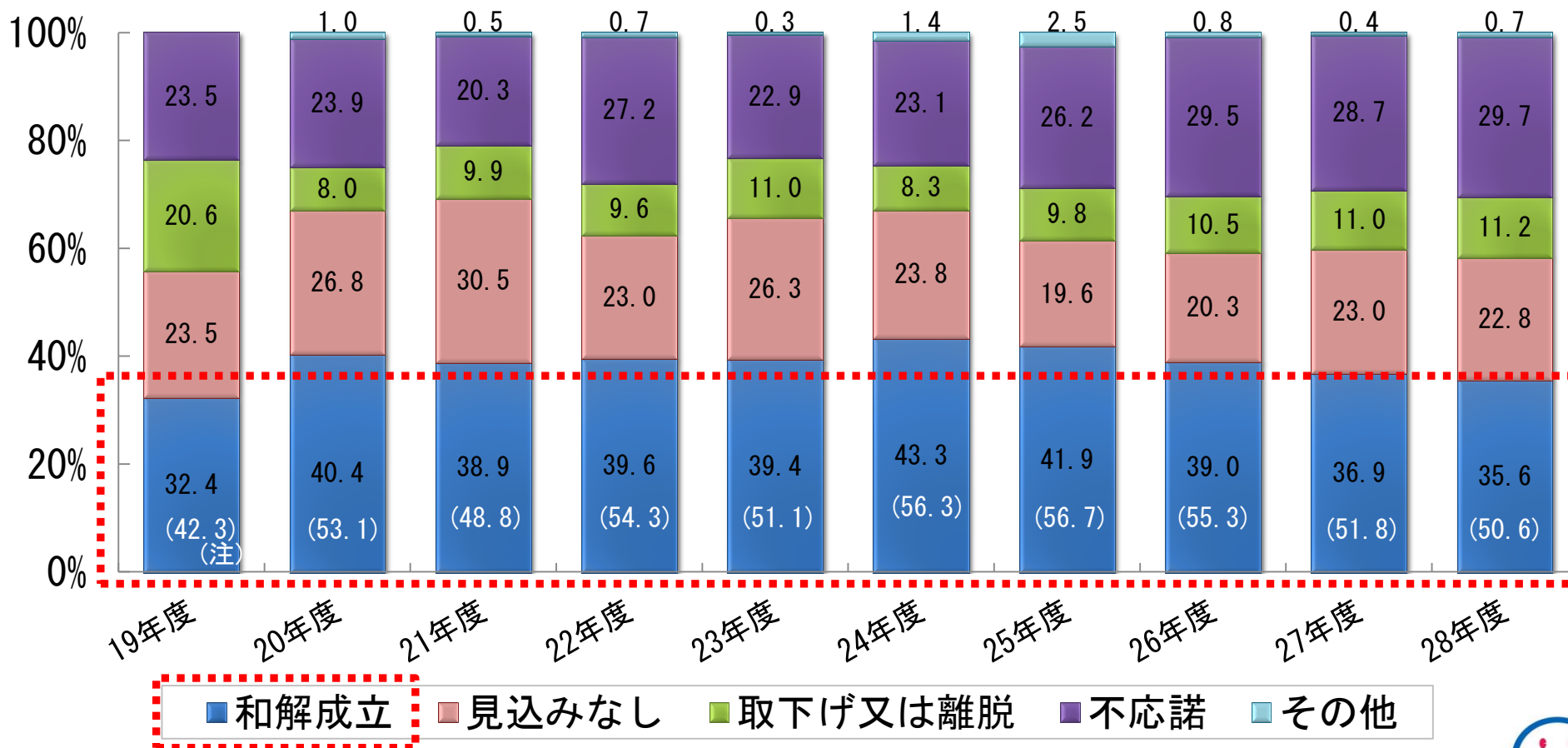
■ 認証事業者数(累計)



認証ADR事業者の取扱実績



終了事由別の割合



(注) グラフ中の括弧内の数は、不応諾を除いた場合の成立率を示す。

認証ADRの拡充・活性化に向けた法務省の主な取組

効果的な周知・広報の充実

- ・ 各認証ADR事業者の専門性や特殊性を紹介する「アピールポイント一覧」の改訂, 配布
- ・ ポスター・パンフレットの作成・配布（解決事例, 事業者一覧を掲載するなど内容をリニューアル）
- ・ インターネット広告（Yahoo!及びGoogleにおいて, リスティング広告・バナー広告を実施）
- ・ SNSを活用した広報（法務省公式Twitter, 首相官邸メルマガ・LINEで記事を投稿）
- ・ メディアを活用した広報（H29.11.28 文化放送ラジオで「かいけつサポート」を紹介）

関係機関との更なる連携・協力

・ 各種相談機関への説明

法テラス, 消費者行政ブロック会議・消費生活センター所長会議(消費者庁), 人権擁護委員研修(法務省), 警察庁等において, 認証ADRの制度やメリットについて説明

・ ADR利用推進コンソーシアムの開催

(一財)日本ADR協会の協力を得て, 法テラスや消費生活センター等の各種相談機関と認証ADR事業者の連携を強化するための情報交換会を開催

(平成29年度は大阪ブロックで開催, 平成30年度は名古屋ブロックで開催予定)



政府全体の取組について

行政手続コストの削減のための基本計画

- ・ 規制改革推進会議「行政手続部会取りまとめ」(平成29年3月29日決定)に基づき、法務省において「行政手続コスト削減のための基本計画」を策定
- ・ ADR法に基づく手続については、①「変更の届出」(第13条第1項)と、②「事業報告書等の提出」(第20条)がコスト削減の対象手続
- ・ 平成29年度に、認証事業者に対して「行政手続コスト削減に向けたアンケート」及び「コスト計測」を実施
- ・ 平成30年度に、変更届出書等の記載事項等の見直し及び添付書類の省略の可否並びにそれらの見直しにより見込まれる削減効果の検討を行った上で、見直し内容を確定させ、必要な省令改正及び「申請・届出の手引」の改訂を行う
- ・ 平成31年度に、見直し内容を適用させ、**コスト削減を実現**

成年被後見人等に係る欠格条項の見直し

- ・ 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」が平成30年3月13日に国会に提出
- ・ 成年被後見人等であることをもって一律に排除する規定等を設けている各制度について、個別的、実質的な審査によって、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化する
⇒ ADR法第7条第1項等の見直し



「ADR法制に改善に関する提言」

平成30年4月25日, (一財)日本ADR協会による「ADR法制の改善に関する提言」が法務大臣に提出



出典:(一財)日本ADR協会HP

主な提言の内容

- 提言1 : ADRと裁判手続等との関係に関する理念の明確化
- 提言4 : 大規模災害時等における規則変更等の認証の迅速化等
- 提言6 : ADR前置事件の拡大
- 提言7 : 裁判所等によるADR利用の勧奨・付ADR
- 提言8 : 手続応諾義務の適用範囲の拡大
- 提言9 : ADRにおける和解合意に対する執行力の付与
- 提言10 : 秘密の取扱いについての規定の整備
- 提言2・15 : ADR利用促進のための国の責務の明確化、国側の体制強化



ご静聴，ありがとうございました。



ライトアップされた法務省日本館（中央合同庁舎6号館赤れんが棟）